

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係表

金融事業者の名称		GAIA株式会社		
■取組方針掲載ページのURL :		https://www.gaiainc.jp/company/fiduciary/		
■取組状況掲載ページのURL :		https://www.gaiainc.jp/company/fiduciary/		
原則	原則	実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
原則2	<p>【顧客の最善の利益の追求】</p> <p>金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。金融事業者は、顧客の最善の利益を最大化して定着するよう努めるべきである。</p> <p>(注) 金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位の投資パフォーマンス提供、顧客の最善の利益を図ることにより、自らの安定した顧客基盤と収益の確保につなげていくことを目指すべきである。</p>	実施	・2.「お客様の最善の利益の追求」を基本理念として	・2.「お客様の最善の利益の追求」を基本理念として ・モニタリング指標-全社 共通KPI(2022年3月末時点、7月公表)
原則3	<p>【利益相反の適切な管理】</p> <p>金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正しく認識し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。</p> <p>(注) 金融事業者は、利益相反の可能性を判断するに当たって、例えば、以下の事象が取引又は業務に及ぼす影響についても考慮すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売会社が、金融商品の顧客への販売・推奨等を行うに当たって、当該商品の提供会社から、委託手数料等の支払を受ける場合 ・販売会社が、同一グループに属する別の会社から提供を受けた商品や販売・推奨等を行う場合 ・同一主体又は異なる主体が同一又は異なる運用部門を有しており、当該運用部門が、資産の運用先に法人営業部門が取引関係等を有する企業を含む場合 	実施	・3.フィードバック(狭義運動報酬)のビジネスモデルを採用	・3.フィードバック(狭義運動報酬)のビジネスモデルを採用 ・モニタリング指標-全社 証券収益に占めるフィー(※)の比率 ※信託報酬と助言報酬の合計
原則4	<p>【手数料等の明確化】</p> <p>金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に相当するのかなどを、顧客が理解できるように情報提供すべきである。</p>	実施	・4. 手数料の明確な提示・お客様目線に立った情報提供やご説明の実施	・4. 手数料の明確な提示・お客様目線に立った情報提供やご説明の実施
原則5	<p>【重要な情報の分かりやすい提供】</p> <p>金融事業者は、顧客の利益の非対称性があることを踏まえ、上記原則4に示された事項のほか、金融商品、サービスの販売・推奨等を行うに当たって、顧客が理解できるように分かりやすい提供すべきである。</p> <p>(注1) 重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品のサービスの基本的な利益(リターン)、損失その他のリスク、取引条件 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品の組成に携わる金融事業者の利益と利益とを決定する顧客属性 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品、サービスの運賃理由(顧客のニーズ及び意向を踏まえたものであると判断する理由を含む) ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品、サービスについて、顧客の利益相反の可能性がある場合には、その具体的な内容(第三者から受け取る手数料等を含む)及びこれが取引又は業務に及ぼす影響 <p>(注2) 金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等を行う場合には、個別に購入するよりも有利な場合がある場合も含め、パッケージ化する場合としない場合を顧客が比較することが可能となるよう、それぞれの重要な情報について提供すべきである(注1)の情報は手数料等の情報を提供する場合においても同じ)。</p> <p>(注3) 金融事業者は、顧客の取引経歴や金融知識を考慮の上、明確、平易であって、誤解を招くことのない誠実な内容の情報提供を行うべきである。</p> <p>(注4) 金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの説明に際し、当該商品の組成を、分かりやすく行うべきである。単純でリスクの低い商品の販売・推奨等を行う場合には、簡潔な情報提供とする一方、複雑な組成の商品に対しては、販売・推奨等を行う場合には、顧客において同様の商品の内容と比較することが容易となるように配した資料を用い、リスクリターンの関係など基本的な情報を顧客が十分に理解できるように情報提供がなされるよう工夫すべきである。</p> <p>(注5) 金融事業者は、顧客に対して情報を提供する際には、情報を重要性に応じて区別し、より重要な情報については特に強調するなど顧客の注意を促すべきである。</p>	実施	・4. 手数料の明確な提示・お客様目線に立った情報提供やご説明の実施 ・5. お客様の長期投資を伴走するためのGAIAの考え方、サービスの提供について	・4. 手数料の明確な提示・お客様目線に立った情報提供やご説明の実施 ・5. お客様の長期投資を伴走するためのGAIAの考え方、サービスの提供について
原則6	<p>【顧客にふさわしいサービスの提供】</p> <p>金融事業者は、顧客の資産状況、取引経歴、知識及び取引目的のニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。</p> <p>(注1) 金融事業者は、金融商品・サービスの販売・推奨等に際し、以下の点に留意すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧客の意向を確認した上で、顧客のライフプラン等を踏まえた目標資産額や安全資産と投資性資産の適切な割合を検討し、それに沿った、具体的な金融商品・サービスの提案を行うこと ・具体的な金融商品・サービスの提案は、自らが取り扱う金融商品・サービスについて、各手法の枠を超えて横断的に、類似商品・サービスや代替商品・サービスの内容(手数料を含む)と比較しながら行うこと ・金融商品・サービスの販売後において、顧客の意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行うこと <p>(注2) 金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等を行う場合には、当該パッケージ全体が当該顧客にふさわしいかについて留意すべきである。</p> <p>(注3) 金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成に当たり、商品の特性を踏まえて、販売対象として想定する顧客属性を特定・公表するとともに、商品の組成に携わる金融事業者においてそれに沿った販売がなされるよう留意すべきである。</p> <p>(注4) 金融事業者は、特に、複雑又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行う場合や、金融取引(勧誘)を受けた顧客に対して、販売・推奨等を行う場合には、商品や顧客の属性に応じ、当該商品の販売・推奨等が適当かにより慎重に審査すべきである。</p> <p>(注5) 金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の仕組み等に係る理解を深めるよう努めるとともに、顧客に対して、その属性に応じ、金融取引に関する基本的な知識を得られるための情報提供を積極的に行うべきである。</p>	実施	・5. お客様の長期投資を伴走するためのGAIAの考え方、サービスの提供について	・5. お客様の長期投資を伴走するためのGAIAの考え方、サービスの提供について
原則7	<p>【従業員に対する適切な働きかけの仕組み等】</p> <p>金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取引、利益相反の適切な管理を推進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な働きかけの仕組みや適切なバランス体制を整備すべきである。</p> <p>(注) 金融事業者は、各原則(これらに付随している注を含む)に関して実施する内容及び実施しない代わりに譲り渡す代償額の内容について、これらに携わる従業員が理解できるように、当該従業員の業務を支援・検証するための体制を整備すべきである。</p>	実施	・6. お客様のパートナーにふさわしいアドバイザー育成と制度の整備	・6. お客様のパートナーにふさわしいアドバイザー育成と制度の整備
		【照会先】		
		部署	管理部	
		連絡先	03-6302-0200	